

社会福祉法人 篤豊会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 9月16日～平成32年9月15日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもを育てる職員が利用できる始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の措置の実施と周知や情報提供及び相談体制

<対策>

- 平成28年 9月～ 制度に精通している相談担当者の選考の検討
- 平成30年 4月～ 相談担当者を決定し、社内広報などによる職員への周知
- 平成31年 4月～ 相談担当者を中心に法改正の確認、及び改正時に於ける社内広報等による職員への周知

目標2：子どもを育てる職員が利用できる事業所内保育施設の運営

<対策>

- 平成27年 9月～ 事業所内保育施設の安定した運営を図る為に、グループ法人である、医療法人を共同事業主にしていくとともに、運営していくに当たっての意見調査等の開始。
- 平成27年12月～ 医療法人 社団 慈豊会を共同事業主として事業所内保育園を運営していくとともに、利用拡大に向けての再周知と両事業者職員への空き情報の周知。

目標3：子の看護休暇を、弾力的な運用ができるように、時間単位での取得を可能とする。

<対策>

- 平成29年10月～ 職員への現行看護休暇に関する再周知
- 平成30年12月～ 管理職への説明及び管理職を通じて、職員の意見調査
- 平成31年 4月～ 時間単位での取得の検討

目標4：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進

<対策>

- 平成27年 9月～ 関係行政庁からのインターンシップ等の利用情報の収集
- 平成27年 9月～ 関係先への情報提供及び制度の実施